

調整控除

個人住民税では人的な所得控除の金額が所得税より小さいため、課税所得金額は所得税のそれより大きくなり、税率の合計は変わらなくとも税額は増額になる場合があります。この負担増を解消するために、個人住民税から減額するのが調整控除です。

<調整控除額の計算方法>

◎合計課税所得金額が 200 万円以下の方

次の 1.と 2.のいずれか小さい額の 5%(市民税 3%、県民税 2%)

1. 5 万円に所得税との人的控除額の差の合計額を加算した金額
2. 個人住民税の合計課税所得金額

◎合計課税所得金額が 200 万円超の方

次の 1.から 2.を控除した金額(5 万円を下回る場合は 5 万円)の 5%(市民税 3%、県民税 2%)

1. 5 万円に所得税との人的控除額の差の合計額を加算した金額
2. 個人住民税の合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額

配当控除

株式の配当などの配当所得がある場合には、その金額に一定の率を乗じた金額が控除されます。

<配当控除額の計算方法>

配当所得の金額 × 下記表の控除率 = 配当控除額

課税総所得等の合計金額	1,000 万円以下の 場合		1,000 万円を超える場合			
			1,000 万円以下の 部分		1,000 万円超の 部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当など	1.6%	1.2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託の収益の分配(一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く)	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※ 配当などの種類によっては、配当控除の適用がない場合があります。

住宅借入金等特別控除(住宅ローン減税)

税源移譲に伴い、所得税で控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額を控除できるようになりました。

<住宅借入金等特別控除額の計算方法>

1. 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった金額
2. 下記表の控除上限額

適用期日	～平成 26 年 3 月	平成 26 年 4 月～令和 3 年 12 月 31 日
住民税からの 控除上限額	9.75 万円/年 又は 所得税の課税総所得金額等の額 × 5%	13.65 万円/年 又は 所得税の課税総所得金額等の額 × 7%

※「平成 26 年 4 月～令和 3 年 12 月 31 日」の措置については、当該住宅取得に係る消費税率が 8%または 10%の場合に限って適用されます。それ以外の場合の控除限度額は「平成 26 年 1 月～平成 26 年 3 月」の措置と同様です。

※平成 31 年度税制改正によって、令和元年 10 月から令和 2 年 12 月までに居住の用に供した場合の控除期間を 3 年延長して 13 年間となりました。また、11 年目以降の 3 年間については各年において①建物購入価格の 2/3%、②住宅ローン年末残高の 1%のいずれか少ない額を控除することとされました。

※市県民税の住宅ローン控除の対象にならない主な場合

1. 平成 19 年、平成 20 年に入居の場合
2. 所得税から住宅ローン控除を全額控除できる場合
3. 住宅ローン控除を適用しなくても所得税がかからない場合
4. 市県民税が非課税又は均等割のみ課税の場合
5. 賦課決定後に期限後申告をした場合 など(平成 30 年分以後は除きます)

寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市県民税は6%に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)

1. 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2. 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3. 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円を超え 330万円以下	79.79%
330万円を超え 695万円以下	69.58%
695万円を超え 900万円以下	66.517%
900万円を超え 1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

※平成26年度から令和20年度

外国税額控除

所得割の納税義務者が外国にその源泉がある所得について、その国の法令によって所得税や住民税に相当する税が課税されたときは、その所得に対してさらに日本国内で所得税や住民税が課税され二重課税とならないよう、一定の方法で調整するための制度です。

<外国税額控除の方法>

所得税において外国税額控除が行われた場合に、所得税から控除しきれないときは、まず道府県民税の所得割額から一定額を限度として控除し、なお控除しきれない額があるときは、市町村民税の所得割額から一定額を限度として控除します。